

陳 情 文 書 表

令 4 陳 情 第 2 号	令 和 4 年 5 月 1 1 日 受 理
件 名	神奈川県最低賃金額審議に関する陳情
陳 情 者	秦野市平沢 2 5 5 0 - 1 秦野商工会議所 会頭 佐野 友保
陳 情 の 要 旨	
<p> コロナ禍が長期化する中で、原油価格の高騰や円安基調が重なり、さらにロシアのウクライナへの軍事侵攻による資源、穀物等の価格上昇が、我が国経済に大きな混乱をもたらしています。経営基盤のぜい弱な中小企業・小規模事業者にとっては、これまで以上の収益圧迫が懸念されており、事業の継続と雇用の維持に対する継続的な支援が求められます。 </p> <p> 秦野商工会議所が実施した昨年末時点の下期景況調査によると、景況感は全体的には若干の改善が見られたものの、製造業や建設関連業種では原材料単価の値上がりの影響が続いていることなどから、先行きの不透明感は拭えず予断を許さない状況となっています。 </p> <p> こうした状況下において政府は、成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現するため、最低賃金については、現在の全国加重平均額 9 3 0 円をできる限り早期に千円以上となるよう見直しに取り組んでいくことを表明しました。平成 2 8 年度以降の全国加重平均額は、コロナ禍の経済情勢が考慮された令和 2 年度を除き、毎年 3 % 台の大幅な引上げが続いています。多くの中小企業・小規模事業者からは、決定プロセスにおいて、経営実態を十分に考慮した審議が行われておらず、政府の方針を追認しているに過ぎないとの厳しい声も聞かれています。 </p> <p> 現在、神奈川県の時間当たり最低賃金額は 1, 0 4 0 円で、東京都の 1, 0 4 1 円に次いで全国 2 番目の高い水準になっており、平成 2 8 年度から令和 3 年度までの 6 年間で 1 3 5 円上昇しました。令和 2 年度を除けば、平均で 2 6. 8 円の大幅な引上げが続いていることになります。また、隣接する静岡県 9 1 3 円、山梨県 8 6 6 円との間には大きな開きがあることから、経済圏が重なる県境の地域では、これら隣接県との賃金格差により入札等におい </p>	

て著しい不利益が生じています。

また、本市は県西域の経済圏に位置し、横浜市や川崎市などの都市部と比べ、地価、物価、賃金などに格差がみられ、経済や生活実態は大きく異なるにもかかわらず、最低賃金は県内同一と定められております。このことは公務員の地域手当や生活保護の受給額が地域（級地）により異なることから合理性に欠けることは明らかです。

最低賃金の決定に当たり、地域経済圏、さらには業種や企業規模等の経営実態の視点を取り入れたきめ細やかな制度の早期導入が望まれます。

こうした中、神奈川県最低賃金については、中央最低賃金審議会が示した目安額を、神奈川労働局長が神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、その結果を受けて決定します。

つきましては、審議にあたり、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、国や県に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 コロナ禍やウクライナ情勢による影響を注視し、中小企業・小規模事業者にとって極めて深刻な問題である雇用の維持と事業の継続のために、最低賃金額は現行水準を維持することを含めて審議すること
- 2 神奈川県内同一額の最低賃金制度は、経済圏別、業種や企業規模別など、地域や経営の実態を踏まえたきめ細やかな制度として早期に再構築すること
- 3 最低賃金の決定については、客観的なデータに基づく検証を行い、暗に政府の方針に追従しているといった疑念が抱かれることのないよう、審議会の在り方や決定プロセスを見直すこと